

公益社団法人計測自動制御学会
中国支部規則

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年2月24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定
2016年11月22日	改正	v2.0	理事会	関連規程・規則の整理・見直しに伴う改正
2021年4月14日	改定	v2.1	理事会	改廃手続きの簡略化

(名称)

第1条 この支部は、公益社団法人計測自動制御学会（以下「本会」という。）中国支部（以下「本支部」という。）という。

(事務局)

第2条 本支部は、事務局を中国地区（鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県）内に置く。

(構成員)

第3条 本支部の地域は中国地区とし、当該地区に在住する本会会員をもって本支部会員とする。ただし、当該地区外に在住する会員でも希望する者は本支部の会員となることができる。

(支部運営委員会)

第4条 本支部に支部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、次の委員をもって構成する。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 庶務幹事 1名
- (4) 会計幹事 1名
- (5) その他支部長が必要と認める者 若干名

2 支部長の選任及び任期は、本会支部規程による。支部による支部長候補者選出は支部会員による信任投票をもって行う

3 支部長を除く他の委員は運営委員会の定める方法により選任される。

4 前項により選任された委員の任期は選任後開催される1回目の支部会議の終結の時から始まり、就任後開催される1回目の支部会議の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合は、運営委員会にてその後任を選任することができる。ただし、欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 本支部における調査研究、啓発活動の総合的な統括
- (2) 本支部に属する組織間の調整
- (3) 本支部に属する組織の設置改廃
- (4) 本支部の活動計画・予算の策定と実施結果の財務委員会への報告
- (5) 支部活動状況の支部協議会への報告

(職務)

第6条 支部長は、運営委員会を招集しその議長となる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の職務を代行する。

3 庶務幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、本支部の運営及び庶務を分担する。

4 会計幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、本支部の会計事務を分担する。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、運営委員会の議決を経たのち、支部協議会の承認を経るとともに理事会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規則は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。
- 2 この規則の改正は、2014年(平成26年)12月25日から施行する。
- 3 細則に関しては、別途定める。
- 4 この規則 v2.0 の改正は、2016年(平成28年)11月22日から施行する。
- 5 この規則 v2.1 の改定は、2021年(令和3年)4月14日から施行する。